

# 事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 2 - 2

事業名 (計画事業名)	第5期雄武町総合計画策定事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	財務企画課
(細事業名)		企画調整係	
		調書作成者職氏名	

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	共につくる参加と連携のまち	
施策の項目の分類	計画的な行政運営の推進	【根拠法令等】 地方自治法
主要施策の分類	計画的・総合的行政の推進	【事務種類】 自治事務(法令)

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	全町民	受益者負担	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
事業の意図 (What)	第5期雄武町総合計画の策定		
事業の手段 (How)	住民アンケートの実施、基本構想・基本計画素案作成等の業務委託など		
事業の結果 (Outcome)	本町の最上位計画として、平成20年度以降のまちづくりを計画的に進める上での指針となる。		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
【事業内容】		【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
第5期雄武町総合計画の策定		-	-	3,227千円	3,970千円		H18～H19	3,227千円
・住民アンケートの実施		-	-	町民1,500人を対象	-			
・策定審議会の開催		-	-	計3回	計11回			
・策定業務委託料		-	-	(内、2,415千円)	(内、2,415千円)			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	総合計画の策定にあたっては、町民の声が広く反映されるよう、一般公募と町内各種団体等から選出された26名による「雄武町総合計画策定審議会」を設置している。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
・総合計画策定審議会の開催 ・総合計画基本構想・基本計画・実施計画の策定 ・総合計画書印刷製本	町広報誌、町ホームページ 総合計画策定審議会の関連情報については、随時公開している。
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
(1)行政としての役割	
a 公共的な財・サービスの提供	(説明) 総合計画は、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けられた、町の最上位計画であり、計画策定にあたっては住民の意思を最大限に反映しながら、行政の責任において進める必要がある。
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	
e 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非<b>該</b>当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>策定審議会等において、総合計画策定に向けた審議が順次進められている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>総合計画は、本町のこれからのまちづくりを計画的に進めるために策定するものであり、町民の理解は得られるものとする。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ <input checked="" type="radio"/> その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ <input checked="" type="radio"/> その他( )</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ <input checked="" type="radio"/> その他( )</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ <input checked="" type="radio"/> その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>策定業務の委託にあたっては、業務内容の精査をおこない、必要最小限の業務のみ委託している。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>「総合計画」は、地方自治法によって基本構想の策定が義務付けられた、町の最上位計画であり、雄武町が自立していくための「地域経営の指針」となることから、計画の策定が必要不可欠である。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>第5期総合計画は、本町のまちづくりのための最上位の計画として、平成20年度以降のまちづくりを進める上での指針となるものであり、計画策定により効率的な行財政運営を図るため、最優先して実施すべき事業である。</p>	

# 事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 2 - 3

事業名 (計画事業名)	興浜南線代替バス車両更新事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	財務企画課
(細事業名)			企画調整係
		調書作成者職氏名	

事業の位置づけ		
[第4期雄武町総合計画]	登録事業 非登録事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち	[根拠法令等]
施策の項目の分類	道路・交通網の整備	[事務種類] 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	バス便の充実促進	

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 全町民	受益者負担	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
事業の意図	(What) バス路線の充実及び利便性の向上		
事業の手段	(How) 民間バス会社に対する補助(車両購入)		
事業の結果	(Outcome) 路線バスの維持確保		

事業の執行状況		事業量の推移について記入		備考欄は直近年度の事業費実績値を記入			
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
補助額	-	-	26,908千円	-		H18	26,908千円

事業計画の達成状況		(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a	事業計画を予定どおりに達成している	興浜南線代替バス車両更新完了～2台(大型車、中型車)
b	事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c	事業計画を達成できる見込みがない	

[本年度の事業実施スケジュール]	[町民への周知方法]
	[関係機関・関係部署との役割分担]

事業の立案形成	
[立案形成に至る背景・ニーズ]	
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針]	

事業の評価	
[雄武町が実施することの妥当性]	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) バス路線の維持は、車を持たない町民にとって重要な足として欠くことのできないものであり、行政が責任を持って行うべきものである。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>現在の車社会においては、バスの乗車率も減り、バス会社の経営も厳しいものがあることから、補助により当該路線の確保を図る必要がある。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ 非<b>該当</b></p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>車両更新によりバス路線の現状維持が図られ、町民の交通手段が確保されている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>本事業が民間企業への補助であっても、目的が交通手段の確保というものであり、理解は得られるものとする。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他( )</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ 非<b>該当</b></p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他( )</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>自動車等の普及による乗車率の低下や原油高騰等により、バス事業者の経営が厳しい状況にあることから、車両の更新にあたっては相応分の補助が必要である。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>交通手段の確保として、現状では民間バス事業者に委ねる方法が最適である。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>既車両については、平成4年に更新したもので老朽化が著しく、サービス(安全面)の低下にもつながることから、車両の更新は不可欠である。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続          ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)          イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)          ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)          エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)          C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)          D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="B"/> — <input type="text" value="A選択の場合のみ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>興浜南線代替バスの車両購入については、運行事業者である北紋バス㈱に対し、平成4年、平成11年、平成18年と7年ごとに補助しており、今後、車両の老朽化状況により更新の必要が生じた場合には、検討が必要であると考えられる。</p>	

# 事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 2 - 4

事業名 (計画事業名)	地域間交流推進事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	財務企画課 企画調整係
(細事業名)		調書作成者職氏名	

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 【事務種類】 自治事務(その他・単独)
【第4期雄武町総合計画】	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	創造性豊かな生涯学習・文化のまち	
施策の項目の分類	国際交流・地域間交流の推進	
主要施策の分類	既存の地域間交流の充実	

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	雄武町民、札幌・東京雄武会、佐賀県武雄市、栃木県益子町	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
事業の意図 (What)	既存交流事業の内容の充実及び活性化		
事業の手段 (How)	札幌・東京雄武会、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流		
事業の結果 (Outcome)	他地域との友好及び地域の活性化		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
ふる郷ふれあい交流会		126名	145名	121名	未定		H10～H19	} 764千円	
札幌雄武会(本町からの出席者)		12名	8名	11名	未定		H10～H19		
東京雄武会(本町からの出席者)		7名	3名	2名	未定		H10～H19		
武雄市物産まつり(本町からの出席者)		4名	3名	3名	未定		H10～H19		

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	札幌・東京雄武会、佐賀県武雄市、栃木県益子町との地域間交流を、現在も継続中である。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
ふる郷ふれあい交流会～平成19年6月23日 札幌・東京雄武会出席 武雄市物産まつり出席	町広報誌、町ホームページ
	【関係機関・関係部署との役割分担】

【立案形成に至る背景・ニーズ】	
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	(行政と民間のいずれが行うべきか)
民間との役割分担	a 行政が行うべきである
(1)行政としての役割	<input checked="" type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	c 民間が行うべきである
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	(説明)
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	既存の地域間交流については、町がある程度の道筋をつけてきたことから、今後は民間主導による交流へとシフトすべきである。
<input checked="" type="radio"/> エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p><b>エ</b> 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>地域間交流における民間の役割が大きくなってきている。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 <input checked="" type="radio"/> ・ 非該当</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>民間主導による地域間交流の推進が図られていないため、継続が必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><b>a</b> 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>武雄市との相互交流が続いているなど、既存の地域間交流の推進が図られている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><b>a</b> 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流は、一般町民にも広く認知されているところであり、元町民である札幌・東京雄武会との交流に関しても、町民の理解は得られるものとする。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ <b>その他</b> ( )</p>	<p>(説明)</p> <p>「ふる郷ふれあい交流会」において、会場であるホテル日の出岬の主催とし、町は食材の提供のみとするなど、民間の手による新たな交流会の開催も可能であるが、武雄市・益子町との現在の関係においては町主催での開催が望ましいと考える。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 一部可 ・ 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>「ふる郷ふれあい交流会」をホテル日の出岬へ委託するという方法も考えられるが、内容及びコスト面等において、大きな効果が得られるとは考えにくい。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ <b>その他</b> ( )</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ <b>その他</b> ( )</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ <b>その他</b> ( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><b>a</b> 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>「ふる郷ふれあい交流会」において、会費の増額(現在3千円)等の措置は考えられるものの、現実として会費の増額による参加者の負担増は難しいと考える。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><b>b</b> 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>「ふる郷ふれあい交流会」において、参加者数が増となった場合の対応(会場整理)など、工夫が必要である。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><b>b</b> aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>地域に根付いた交流活動を民間にシフトするまでは、行政において今後も継続する必要がある。</p>



**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>本事業は、都市部との共生と対流という役割も担っており、事業推進により地域の活性化が図られることから、継続実施が必要であるものとする。</p>	

# 事務事業評価調書

平成19年 6月 1日現在

整理番号 2 - 5

事業名 (計画事業名)	生活交通路線維持確保事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	財務企画課
(細事業名)			企画調整係
		調書作成者職氏名	

事業の位置づけ		
[第4期雄武町総合計画]	登録事業 非登録事業	[総合計画以外の計画・指針等]
まちづくりの基本目標の分類	定住と交流を育むたくましい都市基盤のまち	[根拠法令等]
施策の項目の分類	道路・交通網の整備	[事務種類] 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	バス便の充実促進	

事業の説明等			
事業の対象	(Who) 全町民	受益者負担	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
事業の意図	(What) バス路線の充実及び利便性の向上		
事業の手段	(How) 民間バス会社に対する補助		
事業の結果	(Outcome) 路線バスの維持確保		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]	
補助額	4,910千円	5,209千円	5,464千円	5,464千円		H10～H19	5,464千円	

事業計画の達成状況		(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a	事業計画を予定どおりに達成している	雄武枝幸間(宗谷バス)5往復の路線維持・確保を果たしている。
b	事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c	事業計画を達成できる見込みがない	

[本年度の事業実施スケジュール]	[町民への周知方法]
	[関係機関・関係部署との役割分担]

事業の立案形成	
[立案形成に至る背景・ニーズ]	
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業 代替案 スクラップ(廃止・縮小)事業
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取 関係部署等との調整 国・道・関係団体等との調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策]	

事業の評価	
[雄武町が実施することの妥当性]	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) バス路線の維持は、車を持たない町民にとって重要な足として欠くことのできないものであり、引き続き行政が責任を持って行うべきものである。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>現在の車社会においては、バスの乗車率も減り、バス会社の経営も厳しいものがあることから、補助により当該路線の確保を図る必要がある。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当・非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>バス路線の維持は、移動手段を持たない町民の足として欠かすことができないものであり、継続してその確保にあたっていかなければならない。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が有る程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>バス路線の現状維持により、町民の交通手段の確保が図られている。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>本事業が民間企業への補助であっても、目的が交通手段の確保というものであり、理解は得られるものとする。</p>
<p><b>事業の参考事項</b></p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・広域連合・その他( )</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託・一部事務組合・その他( )</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象・単純廃止対象・その他( )</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>自動車等の普及による乗車率の低下や原油高騰等により、バス事業者の経営が厳しい状況にあることから、今後補助額の増大もあり得る。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>交通手段の確保として、現状では民間バス事業者に委ねる方法が最適である。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>交通路線の確保は行政の重要な住民サービスの一環であり、町民のニーズがある限り続けていかなければならない。</p>

**事業の方向性**

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p>    ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p>    イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p>    ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p>    エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>町単独で路線バスを運行することは、経費等面を考慮すると現実的ではなく、現在の民間バス事業者への補助により路線及び便数を確保することが最適である。</p> <p>また、バス路線の確保については、移動手段を持たない町民の足として欠かすことが出来ないものであり、継続してその確保にあたっていかなければならないものと考えます。</p>	